


| | | | | | | |
|---|----------------------------|----|-------|-------|--|---|
| 所管部課 | 市民部 課税課 | 部長 | 関田 新一 | | |  |
| 件名 | 東大和市税条例の一部を改正する条例の専決処分について | | | | | |
| | | 区分 | ○ | 1審議事項 | | 2報告事項 |
| 関係事項 | 条例規則 | | | | | |
| | 部課機関 | | | | | |
| <p>1. 要 旨</p> <p>平成29年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、東大和市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>なお、改正内容は、平成29年4月1日から施行する必要があるが、地方税法の一部を改正する法律が、議会閉会後の3月31日に公布し、議会を招集する時間的な余裕がないことから、専決処分により改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 軽自動車税のグリーン化特例について、軽減対象の重点化を行った上で、適用期間を2年延長する。</p> <p>② 自動車製作者等の不正行為に起因し、軽自動車税に納付不足額が発生した場合における賦課徴収の特例を設ける。</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>①については、燃費性能等の優れた軽自動車の取得を促進させる効果がある。</p> <p>②については、適正な財源の確保に繋がる。</p> | | | | | | |
| <p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 条例改正を専決処分により行うことについて、平成29年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長より議会に対して説明を行った。</p> <p>(2) 平成29年3月31日 地方税法の一部を改正する法律 公布</p> <p>(3) 文書課において審査済み</p> | | | | | | |
| <p>3. 留意事項 (問題点等)</p> | | | | | | |
| <p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の議会において専決処分の報告をし、承認を受けることとする。</p> | | | | | | |
| <p>5. 審議結果</p> | | | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。